

宮城県農業経営改善促進資金低利預託基金貸付事業実施要綱

(趣旨)

第1 本県農業の中核的担い手となる経営感覚に優れた農業経営体を育成するため、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。）に定める農業経営改善促進資金（以下「改善資金」という。）の融通に関して、県は、宮城県農業信用基金協会（以下「協会」という。）に造成される低利預託基金として貸付け（以下「低利預託基金貸付」という。）を行い、もって効率的・安定的な経営体を目指す農業者が必要とする運転資金に係る低利で、かつ、円滑な融通の促進に資するものとし、低利預託基金貸付に関しては、実施要綱及び特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通達。以下「設置要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「貸付対象者」とは、実施要綱第4の1に定める者をいう。
- (2) 「取扱融資機関」とは、改善資金の貸付けを取り扱う金融機関で、あらかじめ様式第1号により協会を經由して知事に届け出るとともに、協会との間で実施要綱第6の2の(3)の②に定める基本契約を締結した県内に本所を有する農業協同組合及び県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫及び農林中央金庫をいう。
- (3) 「融資実施機関」とは、各年度において、改善資金の融通を行おうとする取扱融資機関をいう。
- (4) 「貸付予定目標額」とは、各年度において、融資実施機関が策定する見込年間平均融資残高をいう。
- (5) 「所管地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所」とは、取扱融資機関の主たる事務所の所在地を管轄区域に含む所管地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所をいう。
- (6) 「農業経営改善計画」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）をいう。
- (7) 「認定申請書等」とは、農業経営改善計画書（既に認定を受けているときは認定書を含む。）及び資金利用申込に係る認定申請書（様式第2号）をいう。

(低利預託基金貸付の方法等)

第3 低利預託基金貸付は、別途締結する契約（様式第3号）に基づき、予算の範囲内において、第4に定める方法により算出した預託額を、各年度開始後、速やかに貸し付けるものとし、その時期等については、別途知事から通知する。

(預託額の算出方法)

- 第4 各年度の預託額の算出に当たっては、融資実施機関が策定した貸付予定目標額及び改善資金の貸付実績等を基礎として、関係機関、さらには、国と協議した上で知事が決定し、協会及び融資実施機関の長並びに所管地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）に通知するものとする。
- 2 貸付予定目標額に関して、融資実施機関は、事前に市町村その他の関係機関と協議した上で策定するものとし、様式第4号により協会を経由して知事に提出するとともに、その写しを所長に提出するものとする。
- 3 前項により貸付予定目標額の送付を受けた協会は、取りまとめの上、様式第5号により総括表を知事に提出するものとする。

(低利預託基金の管理及び用途)

- 第5 協会は、第3の貸付金と民間金融機関からの借入金により造成された低利預託基金について、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第9条の3の規定により管理するとともに、改善資金の貸付に係る資金として、融資実施機関に対し、第4第1項の通知に従って、原則として各年度当初に一括して預託するものとする。
- 2 前項により預託を受けた融資実施機関は、預託額に対し、年間平均融資残高で3倍となる協調融資を行うものとする。
- 3 協会からの預託に必要な事項については、この要綱の定めるところによるほか、協会が定めるところによるものとし、協会は、要綱等を制定した場合、あるいは、その改廃を行った場合には、知事に届け出るものとする。

(改善資金の借入手続き等)

- 第6 改善資金を借受けようとする貸付対象者（以下「借入希望者」という。）は、認定申請書等及び実施要綱様式第1号「農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書」（以下「借入申込書」という。）を取扱融資機関の長に提出するものとする。
- なお、借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、農場所在地を所管する県家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書と併せて提出するものとする。
- 2 前項により提出を受けた取扱融資機関は、内容を審査し、借入申込みを承諾しようとするときは、認定申請書等を借入希望者が農業経営改善計画の認定を受けた市町村の推進会議に送付するものとし、承諾しかねるときは、借入希望者にこの旨を通知するものとする。
- 3 推進会議は、本資金の貸付に係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会）に委任するものとする。
- 4 3により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行うものとし、当該

融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を農業経営改善促進資金利用計画認定審査報告書（様式第6号）により報告するものとする。

- 5 前項により報告を受けた推進会議は、貸付けすることが適当と認めた場合には資金利用申込みに係る認定通知書（様式第7号）を、貸付けすることが不适当と認めた場合には資金利用計画不承認通知書（様式第8号）を取扱融資機関の長に通知し、取扱融資機関は借入希望者にこの旨を通知するものとする。
- 6 融資機関は、実施要綱第4の4の（1）の①ただし書きに定める場合には、推進会議に認定を求めるものとする。
- 7 改善資金の貸付けは、実施要綱第4に定める貸付方式により、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内において適時借入れられるものとし、2回目以降の借入れに当たっては、第1項の借入申込書のみを取扱融資機関の長に提出するものとする。
- 8 取扱融資機関における改善資金の貸付利率については、実施要綱第4の5の規定により、国からの通達に基づき、別途知事から通知するものとする。
- 9 改善資金の貸付けについては、この要綱の定めるところによるほか、協会が別に定めるところによるものとする。

（報告及び調査）

- 第7 取扱融資機関は、改善資金の融通及び償還の適正化を図るほか、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの貸付状況を様式第9号により各期末の翌月の末日までに協会の長に報告するとともに、その写しを所管地方振興事務所に提出し、協会は、提出のあった貸付状況報告書を取りまとめ、その結果を様式第10号により各期末の翌々月の15日までに知事及び農林漁業信用基金の長に提出するものとする。
- 2 協会は、提出のあった貸付状況報告書に疑義のある場合等、必要に応じて調査するとともに、速やかに調査結果を農業振興課長に提出するものとする。

（事業の推進）

- 第8 県は、本事業の円滑、かつ、効果的な推進を図るため、協会及び取扱融資機関等の関係機関との密接な連携の下に実施するものとし、必要に応じて関係機関に指示することができるものとする。

（その他）

- 第9 この要綱で定めるもののほか、改善資金の融通及び低利預託基金貸付について、必要な事項は知事が別に定めるものとする。この際、各関係機関の長との協議が必要な場合には、別途通知することとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月12日から施行し、平成6年度予算に係る低利預託基金貸付事業に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、低利預託基金貸付事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。